

ICカードによる  
「バス利用特典サービス」に  
関する特約

2011年3月12日 実施  
東急バス株式会社

## 東急バス株式会社 ICカードによる「バス利用特典サービス」に関する特約

### 第1編 総則

(目的)

**第1条** この特約は、東急バス株式会社 ICカード取扱規則（以下「当社 ICカード規則」という。）に対する特約であり、東急バス株式会社（以下「当社」という。）が、ICカードによるバス利用者に対して提供するバス利用サービス（以下「バス利用特典サービス」という。）に関する各種条件を定めるものである。

(適用範囲)

**第2条** バス利用特典サービスは、当社 ICカード規則第2条第1項に定める ICカードで、当社の指定するバス（以下「適用バス」という。）を利用した場合に適用される。

- 2 ICカードにかかわる取扱いのうち、バス利用特典サービスに関する取扱いは、この特約の定めるところによる。この特約に定めのない ICカードの取扱いについては、当社 ICカード規則に定めるところによる。
- 3 この特約が改定された場合、以後のバス利用特典サービスについての取扱いは、改定された特約の定めるところによる。
- 4 この特約及びこの特約に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

(用語の意義)

**第3条** 本編における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「バスポイント」とは、ICカードのSF支払による適用バスの利用に対して、当社があらかじめ定めるSF支払額に対する付与額で付与されるポイントである。
  - (2) 「特典バスチケット」とは、別表1号に定めるところにより、一定数量のバスポイントと交換で与えられる、適用バスの運賃の支払いに充当することができるバス利用に対する特典である。
  - (3) 「利用月」とは、ICカードのSFで適用バスに乗車し、バスポイントが付与された日の属する月の初日から末日（SF支払時点での日付を基準）までの1箇月間をいう。
  - (4) 「SF支払」とは、当社 ICカード規則の定めにより、IC運賃機でバス運賃をICカードのSFで支払うことをいう。
  - (5) 「累積バスポイント」とは、利用月においてICカードに記録されているバスポイントをいう。
  - (6) 「特典未交換バスポイント」とは、累積バスポイントのうち、特典バスチケットに交換されていないバスポイントをいう。
  - (7) 「バス利用特典サービス再交付証明書」とは、当社がバスポイント及び特典バスチケットを再交付する媒体がない場合に、バスポイント及び特典バスチケットを記載し発行する帳票をいう。
- 2 前各号に定めのない用語については、当社 ICカード規則の定めるところによる。

### 第2編 バス利用特典サービス

(バス利用特典サービス)

**第4条** 「バス利用特典サービス」とは、当社が、利用月におけるSF支払に応じて、適用バスの運賃の支払いに充当できる特典バスチケットを付与するサービスである。

(バスポイントの付与及び積算)

**第5条** 旅客がバス利用時に、SF支払を行った場合にのみ、バスポイントを付与し同一のICカードに記録する。

- 2 バスポイントは、同一のICカードで利用月が同じ場合に限り、積算して記録する。

(バスポイントの合算)

**第6条** バスポイントを、異なるICカードとの間で共有、合算及び譲渡（移替え）することはできない。

(特典バスチケットへの交換及び累積バスポイント)

**第7条** バスポイントは、自動的に別表1号に定める数量がたまり次第、同表に定める額の特典バスチケットに

交換され、同時に同一のICカードへ自動的に記録される。

- 2 特典バスチケットに交換されたバスポイントは、利用月に限り特典バスチケットへの交換の判定用として、同一のICカードに、累積バスポイントとして記録される。
- 3 同一利用月の累積バスポイントは、10,000バスポイントを上限とし、10,000バスポイントに到達した時点で、利用月の途中であっても0バスポイントとなる。
- 4 前項で0バスポイントとなった場合、以降、利用月に限り第1項から第3項を繰り返す。
- 5 累積バスポイントは、利用月を越えた時点で0バスポイントとなる。
- 6 前項で0バスポイントとなった場合、翌月以降の利用日に0バスポイントから累積され、以降、第1項から第5項を繰り返す。

(特典未交換バスポイントの繰越し)

**第8条** 特典未交換バスポイントの利用月の翌月への繰越しは行わない。

(特典バスチケットの利用)

**第9条** 特典バスチケットは、特典バスチケットの付与後、最初に適用バスを同一のICカードでSF支払で利用する場合に、自動的にSF支払に優先して使用される。

- 2 特典バスチケット使用単位は10円単位とする。
- 3 1回の使用で特典バスチケットを使い切らなかった場合は、次回以降、適用バスを同一のICカードでSF支払で利用する場合に、使い切るまで自動的にSF支払に優先して使用される。
- 4 特典バスチケットが記録されているICカードに、当社の有効な乗車券が発行されている場合は、特典バスチケットは使用されない。

(特典バスチケットの有効期限)

**第10条** 特典バスチケットは、交換(付与)された日から10年間有効である。

(特典バスチケットの合算)

**第11条** 特典バスチケットを、異なるICカードとの間で共有、合算及び譲渡(移替え)することはできない。

(無効となる場合)

**第12条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社ICカード規則第17条及び第32条の規定を準用する。

- (1) 偽造又は不正に作成された、バスポイント及び特典バスチケットが記録されている場合。
- (2) 不正に作成(記録)された特典バスチケットを使用した場合。
- (3) 旅客の故意又は重大な過失によりICカードが障害状態になり、バス利用特典サービスが利用できない場合。

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の收受)

**第13条** 前条の規定に該当した場合、運送約款の定めにより普通旅客運賃・割増運賃を收受する。

(再発行)

**第14条** 当社ICカード規則第19条、第20条、第34条ならびに第35条の定めにより、ICカードの再発行を行なう場合、ICカードの再発行と同時に、バスポイント及び特典バスチケットの再発行を行う。

(移替え)

**第15条** ICカードに記録されたバスポイント及び特典バスチケットについて、第6条及び第11条の定めにかかわらず、以下の各号の場合に限り別のICカードへ移替えを行うものとする。

- (1) 当社ICカード規則第21条及び第36条第1項から第3項の定めにより、ICカードの交換及び移替えを行う場合。
  - (2) 旅客またはPASMO事業者が、ICカード発行事業者の定める帳票を提出した場合。
- 2 前項の定めにより移替えを行うときに別のICカードがない場合は、当社はバス利用特典サービス再交付証明書によりバスポイント及び特典バスチケットを再交付し、有効期間内にこれをバス利用特典サービス実施事業者へ提出したときに別のICカードへ移し替える。

(払いもどし)

**第16条** 旅客が、ICカードが不要となり、当社ICカード規則第23条及び第38条の定めによりICカー

ドの払いもどしを行なう場合、バスポイント及び特典バスチケットは払いもどしの対象外とし無効とする。

(バスポイント・特典バスチケットの確認)

**第17条** ICカードに記録されたバスポイント及び特典バスチケットは、適用バスのIC運賃機及び営業所等で確認することができる。

(制限事項)

**第18条** ICカードの破損、障害、バスR/Wの故障又はバスR/WによるICカードの内容読み取りが不能となった場合には、バス利用特典サービスを利用することはできない。

2 前項により、バス利用特典サービスを利用できない場合、別の方法によるバス運賃の支払いに対しては、バス利用特典サービスの対象外である。

3 バスポイントおよび特典バスチケットに金銭的価値はなく、バス利用特典サービス以外での使用または金品への交換はできない。

(免責事項)

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する場合に、旅客に生じた不利益及び損害について、当社は一切その責めを負わない。

(1) 紛失したICカードが使用された場合。

(2) 第18条第1項及び第2項により、バス利用特典サービスが利用できない場合。

(3) ICカードの払いもどし等により、バス利用特典サービスが無効となった場合。

**附則** この規則は2007年 3月18日から実施します。

**附則** この規則は2010年 4月 1日から実施します。

**附則** この規則は2011年 3月12日から実施します。

**別表1号** 特典バスチケット交換額

バスポイント(累積)	特典バスチケット交換額
1,000バスポイント	100円
2,000バスポイント	100円
3,000バスポイント	160円
4,000バスポイント	160円
5,000バスポイント	330円
6,000バスポイント	170円
7,000バスポイント	180円
8,000バスポイント	180円
9,000バスポイント	180円
10,000バスポイント	180円